

## 待機児童の早期解消と保育士の処遇改善を求める意見書（案）

「保育園落ちた」というブログでの訴えを機に、改めて社会問題となっている待機児童問題に対し、認可保育所の増設と保育士の処遇改善が緊急に求められます。

本県の待機児童は2015年10月時点で672人にのぼり、つくば市や水戸市を中心に「保育難民」と呼ばれる事態が生まれています。毎年、保育所を増やしても、待機児童が減らない背景には、厚生労働省が待機児童の定義を狭めたことによって実態とかい離した待機児童数しか把握されていないことと、潜在的な保育所ニーズが大きく広がっていることがあります。本県で、保育所入所対象の0歳から5歳児の人口約14万人に対し、保育所利用定員は約4割の55,771人です。親の半数が子どもを預けて働くことを希望している実態に見合うだけの認可保育所整備が求められます。

とくに、待機児童の9割を占める0～2歳の低年齢児の保育所受け入れを拡大するためには、保育士の確保が必要不可欠です。本県では、待機児童を解消するために、新たに約1千人の保育士が必要とされます。しかし、保育士の平均年収（323万円）は、全産業の平均年収より166万円も低く、引き上げが急務です。国において、2%の賃上げ（400億円）が計画されていますが、いまだ実行されず先送りにされています。これでは、専門性と経験の積み重ねが重要な保育士の人材確保は困難であり、低賃金で働き続ける保育士にしわ寄せを強いるものです。

よって、すべての子どもの福祉向上のために、認可保育所のさらなる増設と、保育士処遇の抜本的な改善のために国において大幅な予算増を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年3月 日

茨城県議会議長 小 川 一 成

（提出先）

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長